

(第一類 第九号)

衆議院商工委員会

議録第十一号

(一一八)

平成三年三月二十七日(水曜日)

午後零時二十一分開議

出席委員

委員長 奥田 幹生君

理事 甘利 明君

理事 佐藤謙一郎君

理事 和田 貞夫君

理事 加藤 順二君

古賀 正浩君

中谷 元君

山本 拓君

加藤 繁秋君

渋谷 修君

水田 稔君

小沢 和秋君

江田 五月君

出席國務大臣

通商産業大臣 中尾 栄一君

出席政府委員

通商産業大臣官房総務審議官 高島 章君

同月二十六日

商標法の一部を改正する法律案(内閣提出第八〇号)(予)

商品投資に係る事業の規制に関する法律案(内閣提出第八四号)

石油関連製品の安定供給等に関する諸願外一件

(奥石東君紹介)(第一九八〇号)

同外五件(上田利正君紹介)(第二〇二六号)

(同外三件(奥石東君紹介)(第二〇二七号)

は本委員会に付託された。

委員の異動

三月十九日

辞任

尾身 幸次君

加藤 卓二君

補欠選任

石川 要三君

江田 五月君

同日

石川 要三君

阿部 昭吾君

江田 五月君

同月二十六日

辞任

尾身 幸次君

同日

大畠 章宏君

土肥 隆一君

同日

大畠 章宏君

土肥 隆一君

同日

小岩井 清君

同日

小岩井 清君

同日

大畠 章宏君

土肥 隆一君

同日

小岩井 清君

同日

大畠 章宏君

土

第一節 許可(第三十条第一項)

第二節 業務(第三十四条第一項)

第三節 監督(第四十四条)

第四章 雜則(第四十五条第一項)

第五章 罰則(第五十三条第一項)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、商品投資に係る事業を営む者について許可制度を実施し、その事業に対し必要な規制を行うことにより、その業務の適正な運営を確保し、もって商品投資に係る事業を公正かつ円滑にするとともに、投資者の保護を図ることを目的とする。

第二条 この法律において「商品投資」とは、次に掲げるものをいう。

一 商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)第二条第二項に規定する商品(以下「特定商品」という。)又は同条第三項に規定する商品指数(以下「特定商品指数」という。)。

二 特定商品その他の価格の変動が著しい物品(鉱業権、工業所有権及び施設の利用に関する権利を含む。以下同じ。)として政令で定めるもの(以下「特定物品」という。)について、同条第七項に規定する商品市場に相当する外国の市場において行われる取引であつて、同条第六項に規定する先物取引に類するものを含む。)を行うこと。

三 特定商品その他の価格の変動が著しい物品(鉱業権、工業所有権及び施設の利用に関する権利(以下「オプション」という。)を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うこと)を約する取引を行うこと。

四 特定商品その他の価格の変動が著しい物品又はその使用(鉱業権、工業所有権及び施設の利用に関する権利にあっては、その行使。

以下同じ。)により得られる収益の予測が困難な物品として政令で定めるもの(以下「指定物品」という。)を取得(生産を含む。)し、これを譲渡し、使用し、又は使用させること。

五 この法律において「商品投資契約」とは、次に掲げる契約であつて、商品投資に係る事業の公正及び投資者の保護を確保することが必要なものとして政令で定めるものをいう。

一 当事者の一方が相手方の業として行う商品投資のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として商品投資により運用し、当該運用から生ずる利益の分配及び当該出資の価額(当該出資が損失によって減少した場合にあつては、その残額)の返還(以下「利益の分配等」という。)を行うことを約する契約。

二 各当事者が出資を行い、業務の執行を委任された者が共同の事業としてその出資された財産を主として商品投資により運用し、当該運用から生ずる収益の分配及び当該出資の価額に応じて分割された残余財産の価額の返還(以下「収益の分配等」という。)を行うことを約する契約。

三 外国の法令に基づく契約であつて、前二号に掲げるるものに類するもの

に掲げるものを「商品投資受益権」とは、次に掲げる権利であつて、商品投資に係る事業の公正及び投資者の保護を確保することが必要なものとして政令で定めるものをいう。

一 商品投資契約に係る利益の分配等又は収益の分配等(以下「投資収益の分配等」という。)を受ける権利。

二 信託財産を主として商品投資により運用することを目的とする信託の収益の分配及び元本の返還(以下「信託収益の分配等」という。)を受ける権利。

三 外国の方に準拠して設立された法人(以下「外国法人」という。)に対する権利である。

四 この法律において「商品投資販売業」とは、次に掲げる行為を行ふ營業をいう。

一 商品投資契約の締結又はその代理若しくは媒介(以下「締結等」という。)

二 商品投資受益権の販売又はその代理若しくは媒介(以下「販売等」という。)

三 この法律において「商品投資販売業者」とは、次条の許可を受けて商品投資販売業を営む者をいう。

四 この法律において「商品投資顧問業」とは、当事者の一方が、相手方から、商品投資(第一項各号に掲げるもののうち政令で定めるものに限る。以下「特定商品投資」という。)に係る投資判断(投資の対象となる物品の種類、数及び価額並びに売買の別、方法及び時期についての判断並びに売買の別、方法及び時期についての判断(第一項第一号に規定する先物取引(特定商品に係る商品取引所法第二条第六項第一号に規定する取引を除く。)及び第一項第二号に規定する取引にあつては、行うべき取引の内容及び時期についての判断)をいう。以下同じ。)の全部又は一部を一任されるとともに、当該投資判断に基づき相手方のため特定商品投資を行うのに必要な権限を委任されることを内容とする契約をいう。

五 この法律において「商品投資顧問業者」とは、商品投資顧問契約に基づいて特定商品投資を行う営業をいう。

六 その他主務省令で定める事項

七 その他の主務省令で定める事項

八 前項の許可申請書には、主務省令で定める書類を添付しなければならない。

九 (許可の基準)

一 資本の額又は出資の総額が投資者の保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額以上の法人でない者

二 第二十八条第一項(第四十四条において準用する場合を含む。)の規定により第三条若しくは第三十条の許可を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない法人又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外

国において受けている同種の許可(当該許可に類する登録その他の行政処分を含む。以下「許可等」という。)を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない法人

三 この法律、信託業法(大正十一年法律第六十五号)、証券取引法(昭和二十二年法律第六十五号)、証券投資信託法(昭和二十六年法律第二百九十八号)、出資の受入

及びこれを変更することができる。

二 前項の条件は、公益又は投資者の保護のため必要な最小限度のものでなければならない。

三 第五条、第三条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を主務大臣に提出しなければならない。

四 (許可の申請)

一 商号又は名称及び住所

二 営業所の名称及び所在地

三 役員の氏名及び住所並びに政令で定める使用者があるときは、その者の氏名及び住所

四 資本の額又は出資の総額

五 業務の種類及び方法

六 他に事業を行つてゐるときは、その事業の

七 その他主務省令で定める事項

八 前項の許可申請書には、主務省令で定める書類を添付しなければならない。

九 (許可の基準)

一 資本の額又は出資の総額が投資者の保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額以上の法人でない者

二 第二十八条第一項(第四十四条において準用する場合を含む。)の規定により第三条若しくは第三十条の許可を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない法人又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外

国において受けている同種の許可(当該許可に類する登録その他の行政処分を含む。以下「許可等」という。)を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない法人

三 この法律、信託業法(大正十一年法律第六十五号)、証券取引法(昭和二十二年法律第六十五号)、証券投資信託法(昭和二十六年法律第二百九十八号)、出資の受入

五 (許可の条件)

一 第一節 許可

(商品投資販売業者の許可)

二 第二節 計算

(商品投資販売業の許可)

三 第三節 計算

(商品投資販売業は、主務大臣の許可を受けた法人(外国法人については、国内に営業所を有するものに限る。)でなければ、営むことができない。

四 第四節 計算

(商品投資販売業の許可)

五 第五節 計算

(商品投資販売業の許可)

六 第六節 計算

(主務大臣は、前条の許可に条件を付し、

(昭和二十九年法律第六百九十五号)、海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律(昭和五十七年法律第六十五号)、特定商品等の預託等取引契約に関する法律(昭和六十二年法律第六十二号)、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和六十一年法律第七十四号)、抵当証券業の規制等に関する法律(昭和六十二年法律第六百四号)若しくは金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)又はこれらに相当する外国の法令の規定により罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けたことがなくなつた日から三年を経過しない法人が役員又は法令で定める使用人(これらに次つては、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和二十九年法律第六百九十五号)、海外商品

は商品投資顧問業者が第四十四条において準用する同項の規定により第三十条の許可を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内に当該商品投資販売業者が又は当該商品投資顧問業者の役員又は政会で定める使用人であった者で当該取消しの日から三年を経過しないもの

この法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種の許可等を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者（当該許可等を取り消された法人の当該取消しの日前三十日以内に当該取消しの日から三年を経過しないものを含む。）

(変更の認可)

第九条 商品投資販売業者は、第五条第一項第五号に掲げる事項を変更しようとするとき、又はその資本の額若しくは出資の総額を減少しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

標識の掲

2 公衆の見やすい場所に、主務省令で定める様式の標識を掲示しなければならない。
商品投資販売業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。
(名義貸しの禁止)

卷之三

(登録免許税及び手数料)
第十二条 第三条の許可を受けようとする者は、登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の定めるところにより登録免許税を、第八条第一項の有効期間の更新を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を、それぞれ納めなければならない。

イ 薬治産者若しくは準薬治産者又は外国の
　法令上これらと同様に取り扱われている者
　ロ 破産者で復権を得ないもの又は外国の法
　令上これと同様に取り扱われている者
　ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法
　令による刑を含む。）に処せられ、その刑の
　執行を終わり、又はその刑の執行を受ける
　ことがなくなった日から三年を経過しない

五、業者の種類及び方法が被申請者の供託のため必要なものとして主務省令で定める基準に適合しない法人
(許可の有効期間)

(変更の届出)
第十条 商品投資販売業者は、第五条第一項第一号から第三号まで、第六号若しくは第七号に掲げる事項に変更があったとき、又はその資本の額若しくは出資の総額を増加したときは、その日から二週間以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。
(廃業の届出等)

第十一條 商品投資販売業者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に

ならない

(広告の規制)

第十五条 **商品投資販売業者**は、その行う商品投
資販売業に関する広告をするときは、商品投資
による利益の見込みその他の主務省令で定める事
項について、著しく事実に相違する表示をし、
又は著しく人を誤認させるような表示をしては
ならない。

二 前号に掲げる法律若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条ノ二、第二百二十二条若くは第二百四十七

(許可の有効期間の更新)
第八条 第三条の許可の有効期間（この項の規定による有効期間の更新を受けた場合における当該有効期間の更替に係る同様の件）の有効期間は、起算して三年とする。

定める者は、その日から三十日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。
一 合併により消滅したとき。 その法人を代表する役員であった者
二 破産により解散したとき。 その破産管財

契約

(商品投資契約等の成立前の書面の交付)
第十六条　商品投資販売業者は、商品投資契約の締結等をしようとするとき、又は商品投資受益権の販売を内容とする契約(以下「商品投資販売契約」という。)の締結等をしようとするときは、

三 合併及び破産以外の理由により解散したとき。
人その清算人

資販亮契約

顧客に対し、当該商品投資契約又は当該商品投資販売契約が成立するまでの間に、主務省令で定めるところにより、商品投資契約又は商品投資販売契約（商品投資販売契約に係る商品投資

終わり、又はその刑の執行を受けることが
なくなった日から三年を経過しない者
ホ　商品投資販売業者が第二十八条第一項の
規定により第三条の許可を取り消され、又

第四条から第六条までの規定は、第三条の許可の有効期間の更新について準用する。

2 資販売業者であった法人を代表する役員
商品投資販売業者が前項各号のいずれかに該当したこととなつたときは、当該商品投資販売業者の第三条の許可是、その効力を失う。

いて当該商

契約又は商品投資受益権を含む。以下「商品販売契約等」という。)の内容及びその履行に
関する事項であつて主務省令で定めるものにつ
いて当該商品投資契約又は当該商品投資販売契

約等に係る概要を記載した書面を交付しなければならない。

(商品投資契約等の成立時の書面の交付)

第十七条 商品投資販売業者は、商品投資契約又は商品投資販売契約(以下「商品投資契約等」という。)が成立したときは、顧客に対し、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、当該商品投資契約又は当該商品投資販売契約等の内容及びその履行に関する次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

一、商品投資の内容に関する事項

二、契約期間に関する事項

三、投資収益の分配等又は信託収益の分配等に関する事項

四、契約の解除に関する事項(第十九条第一項から第三項までの規定に関する事項を含む。)

五、損害賠償額の予定(違約金を含む。)に関する定めがあるときは、その内容

六、商品投資受益権の譲渡に関する定めがある

七、前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

(報告書の交付)

第十八条 商品投資販売業者は、自らを当事者とする商品投資契約が成立したときは、当該商品投資契約を締結している顧客に対し、主務省令で定めるところにより、当該商品投資契約に係る財産の運用の現状について説明した報告書を交付しなければならない。

二、商品投資販売業者は、商品投資契約の締結の代理若しくは媒介をしたときは、又は商品投資受益権(信託会社又は信託業務を兼営する銀行を当事者とする信託契約による信託収益の分配等を受ける権利を除く。以下この項において同じ。)の取扱いをしたときは、主務省令で定めるところにより、当該商品投資契約又は当該商品投資受益権に係る財産の運用の現状について調査し、その結果について説明した報告書を作成し、当該商品投資契約を締結した顧客又は当該

商品投資受益権を購入した顧客の利用に供しなければならない。

(書面による解除)

第十九条 商品投資販売業者と商品投資契約等を締結した顧客は、第十七条の書面を受領した日から起算して十日を経過するまでの間、書面によりその契約の解除(商品投資契約に係る組合からの脱退を含む。以下同じ。)を行うことができる。

2、前項の契約の解除は、その契約の解除を行つて、その効力を生ずる。

3、商品投資販売業者は、第一項の規定による契約の解除があった場合には、その契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができる。

4、前三項の規定に反する特約で顧客に不利なものはない、無効とする。

5、商品投資販売業者は、主務省令で定められた損害賠償額の予定(違約金を含む。)に関する定めがあるときは、その内容

6、商品投資受益権の譲渡に関する定めがある

7、前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

(書類の閲覧)

第二十一条 商品投資販売業者は、主務省令で定めるところにより、当該商品投資販売業者の業務及び財産の状況を記載した書類を、営業所ごとに備え置き、顧客の求めに応じ、閲覧させなければならない。

(商品投資顧問業者等以外の者に一任する商品投資契約の締結等の禁止)

第二十二条 商品投資販売業者は、出資された財産の全部又は一部を特定商品投資により運用することを目的とする商品投資契約の締結等又はその投資収益の分配等を受ける権利の販売等を行う場合においては、商品投資顧問業者又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該

二、顧客に対し、損失の全部若しくは一部を負担することを約し、又は利益を保証して、商品投資契約等の締結又は更新を勧誘すること。

三、前二号に掲げるもののほか、商品投資販売業に関する行為であつて、投資者の保護に欠けるものとして主務省令で定めるもの

(業務に関する帳簿書類)

第二十五条 商品投資販売業者は、主務省令で定めるところにより、その業務に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

(金銭等の貸付け又はその媒介等の禁止)

第二十二条 商品投資販売業者は、その行う商品投資販売業に関して、顧客に対し金銭若しくは

有価証券を貸し付け、又は顧客への第三者による金銭若しくは有価証券の貸付けにつき媒介、取次若しくは代理をしてはならない。

(商品投資契約等の締結又は更新についての勧誘等)

第二十三条 商品投資販売業者は、商品投資契約等の締結又は更新について勧誘をするに際し、商品投資契約又は商品投資販売契約等に関する組合からの脱退を含む。以下同じ。)を行つて、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実となる重要なものにつき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為をしてはならない。

2、商品投資販売業者は、商品投資契約等の解除を妨げるため、商品投資契約又は商品投資販売契約等に関する事項であつて、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、不実のことを告げる行為をしてはならない。

(不当な勧誘等の禁止)

第二十四条 商品投資販売業者は、商品投資販売業者又はその代理人、使用者その他の従業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

1、顧客に対し、利益を生ずることが確実であると誤解させるべき断定的判断を提供して、商品投資契約等の締結又は更新を勧誘すること。

2、顧客に対し、損失の全部若しくは一部を負担することを約し、又は利益を保証して、商品投資契約等の締結又は更新を勧誘すること。

3、主務大臣は、商品投資販売業者が次

の各号のいずれかに該当するときは、第三条の許可を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずること(この理由を通知し、弁明及び証拠の提出の機会を与えなければならない)。

(許可の取消し等)

第二十六条 主務大臣は、商品投資販売業者が次

の各号のいずれかに該当するときは、第三条の許可を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずること(この理由を通知し、弁明及び証拠の提出の機会を与えなければならない)。

2、不正の手段により第三条の許可又は第八条に係る部分及びこの法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)のいずれかに該

当することとなつたとき。

3、この法律若しくはこの法律に基づく命令若

必要があると認めるときは、商品投資販売業者に對し報告をさせ、又はその職員に、商品投資販売業者の営業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2、前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3、第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならぬ。

(業務改善命令)

第二十七条 主務大臣は、商品投資販売業者の業務の運営に關し、投資者の利益を害する事実があると認めるときは、投資者の保護のため必要な限度において、当該商品投資販売業者に対する処分をしようとするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、当該商品投資販売業者にその他の業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2、主務大臣は、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、当該商品投資販売業者にその他の業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3、第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならぬ。

2、前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3、第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならぬ。

に規定する許可に付した条件に違反したとき。

四 商品投資販売業に関して、不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いとき。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による処分をしようとする場合について準用する。
(監督処分の公告)

第二十九条 主務大臣は、前条第一項の規定による処分をしたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

第三章 商品投資顧問業

第一節 許可

(商品投資顧問業者の許可)

第三十条 商品投資顧問業は、主務大臣の許可を受けた株式会社(外国法人については、株式会社と同種類の法人で国内に営業所を有するものに限る)でなければ、営むことができない。
(許可の申請)

第三十一条 前条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 営業所の名称及び所在地
二 取締役及び監査役の氏名及び住所並びに政令で定める使人があるときは、その者の氏名及び住所

三 取締役及び監査役の氏名及び住所並びに政令で定める使人があるときは、その者の氏名及び住所

四 資本の額
五 業務の種類及び方法
六 他に事業を行っているときは、その事業の種類

七 その他主務省令で定める事項
(許可の基準)
八 前項の許可申請書には、主務省令で定める書類を添付しなければならない。

2 第三十二条 主務大臣は、前条の規定による許可の申請があつたときは、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 許可申請者がその営もうとする業務を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、その者の当該業務の収支の見込みが良好なものであること。

2 許可申請者が、その人的構成に照らして、その営もうとする業務を公正かつ適確に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有するものであること。

(準用規定)

第三十三条 第四条、第七条、第八条第一項、第三項及び第四項並びに第九条から第十二条までの規定は、商品投資顧問業者について準用する。

第三十六条 商品投資顧問業者は、商品投資顧問とあり、並びに第七条、第八条第一項、第三項及び第四項、第十一条第二項並びに第十二条中「第三条」とあるのは「第三十条」と、第九条中「第五条第一項第五号」とあるのは「第三十一条第一項第五号」と、第九条及び第十条中「資本の額若しくは出資の総額」とあるのは「資本の額」と、同条中「第五条第一項第一号から第三号まで、第六号若しくは第七号」とあるのは「第三十一条第一項第一号から第三号まで、第六号若しくは第七号」と、第十一条第一項第一号及び第四号中「法人を代表する役員」とあるのは「会社の代表取締役」と読み替えるものとする。

第三十七条 商品投資顧問業者は、商品投資顧問契約を締結している顧客に対し、主務省令で定めるところにより、当該商品投資顧問契約に係る当該顧客の資産の現状について説明した報告書を交付しなければならない。

第三十八条 商品投資顧問業者は、商品投資顧問契約を締結している顧客に対し、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにする書面を交付しなければならない。

一 当該商品投資顧問業者が自己の計算で行った特定商品投資に係る取引のうち当該顧客から一任されて投資を行ったものと同一の特定商品、特定商品指數、特定物品又は指定物品について取引を行った事実の有無

二 前号の場合において、取引を行った事実があるときは、その売買の別(第二条第一項第一号に規定する先物取引(特定商品に係る商品取引所法第二条第六項第一号に規定する取引を除く)又は第二条第一項第二号に規定す

る省令で定めるものについて当該商品投資顧問契約に係る概要を記載した書面を交付しなければならない。

(商品投資顧問契約の締結時の書面の交付)

第三十六条 商品投資顧問業者は、商品投資顧問契約を締結したときは、顧客に対し、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、当該商品投資顧問契約の内容及びその履行に関する次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

一 投資判断の一任の範囲及び投資の実行に関する事項

二 報酬の額及び支払の時期

三 契約の解除に関する事項

四 損害賠償額の予定(違約金を含む。)に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

(報告書の交付)

第三十七条 商品投資顧問業者は、商品投資顧問契約を締結している顧客に対し、主務省令で定めるところにより、当該商品投資顧問契約に係る当該顧客の資産の現状について説明した報告書を交付しなければならない。

第三十八条 商品投資顧問業者は、商品投資顧問契約を締結している顧客に対し、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにする書面を交付しなければならない。

一 当該商品投資顧問業者が自己の計算で行った特定商品投資に係る取引のうち当該顧客から一任されて投資を行ったものと同一の特定商品、特定商品指數、特定物品又は指定物品について取引を行った事実の有無

二 前号の場合において、取引を行った事実があるときは、その売買の別(第二条第一項第一号に規定する先物取引(特定商品に係る商品取引所法第二条第六項第一号に規定する取引を除く)又は第二条第一項第二号に規定す

る省令で定めるものについて当該商品投資顧問契約に係る概要を記載した書面を交付しなければならない。

第三十五条 商品投資顧問業者は、商品投資顧問契約を締結しようとするときは、顧客に対し、著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。

(商品投資顧問契約の締結前の書面の交付)

第三十五条 商品投資顧問業者は、商品投資顧問契約を締結しようとするときは、顧客に対し、著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。

る取引にあつては、主務省令で定める事項)
三 前二号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

(帳簿書類の閲覧)

第三十九条 商品投資顧問契約を締結している顧客は、当該商品投資顧問契約に係る商品投資顧問業者に対し、主務省令で定めるところにより、当該商品投資顧問契約に係る当該顧客の財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写を請求することができる。

2 前項の場合において、商品投資顧問業者は、その請求が次の各号のいずれかに該当すると認められる相当の理由があるときを除くほか、その請求を拒むことができない。
一 自己の権利の確保又はその行使に関する調査を目的とするものでないこと。
二 当該商品投資顧問業者の業務の運営を害することを目的としていること。

(金銭又は有価証券の預託の受入れ等の禁止)

第四十条 商品投資顧問業者は、いかなる名目によるかを問わず、その行う商品投資顧問業に関して、顧客から金銭若しくは有価証券の預託を受け、又は当該商品投資顧問業者と密接な関係を有する者として政令で定める者に顧客の金銭若しくは有価証券を預託させてはならない。(忠実義務)

第四十一条 商品投資顧問業者は、法令の規定及び商品投資顧問契約の本旨に従い、顧客のため忠実に商品投資顧問業を行わなければならぬ。

(禁止行為)

第四十二条 商品投資顧問業者は、その行う商品投資顧問業に関して、次に掲げる行為をしてはならない。

一 顧客を相手方として特定商品投資に係る取引を行うこと。
二 特定の商品等(特定商品、特定商品指數、特定物品に係るオプション又は指定物品をい

う。)に關し、商品投資顧問業者が顧客から一任されて行った特定商品投資に基づく価格、数値又は対価の額の変動を利用して自己又は当該顧客以外の第三者の利益を図る目的をもって、正当な根拠を有しない投資判断に基づく特定商品投資を行うこと。

(準用規定)
第四十三条 第十三条、第十四条、第二十条及び第二十二条から第二十四条までの規定は、商品投資顧問業者について準用する。この場合において、第二十三条中「商品投資契約等」とあり、「商品投資契約又は商品投資販売契約等」とあり、並びに二十四条第一号及び第二号中「商品投資契約等」とあるのは、「商品投資顧問契約」と読み替えるものとする。

第三節 監督
(準用規定)
第四十四条 第二章第三節の規定は、商品投資顧問業者について準用する。この場合において、第二十八条第一項中「第三条」とあるのは「第三十条」と、同項第一号中「第六条第一項第一号から第四号まで」とあるのは「第三十二条第一項第一号から第四号まで」と、「第三十条」とあるのは「第三十二条」と、同項第二号中「第八条第一項」とあるのは「第三十三条において適用する第八条第一項」と、同項第三号中「第四条第一項」とあるのは「第三十三条において適用する第四条第一項」とあるのは「第三十三条において適用する第四条第一項」と読み替えるものとする。

第四章 雜則
(外国法人に対する法律の規定の適用に当たっての技術的読替え等)

第四十五条 商品投資販売業者又は商品投資顧問業者が外国法人である場合において、当該商品投資販売業者又は当該商品投資顧問業者に対するこの法律の規定に当たっての技術的読替え等の適用に當たつての技術的読替え等の適用を要する場合は、政令で定めるところにより、大蔵大臣、農林水産大臣又は通商産業大臣とし、第三章における主務大臣又は通商産業大臣の発する命令とする。

(營業のために締結する商品投資契約等の適用除外)
第四十六条 第十六条から第十九条まで、第二十二条から第二十四条まで(第四十三条において準用する場合を含む。)、第三十五条から第三十八条まで及び第四十二条(第一号に係る部分に限る。)の規定は、商品投資契約等又は商品投資顧問業者が当該商品投資契約等又は当該商品投資顧問契約の締結等をする者(第十六条から第十八条まで及び第三十五条から第三十八条までの規定については、資本の額が主務省令で定める金額以上の株式会社その他の主務省令で定める者に限る。)が營業のために又は營業として締結し、又は締結しようとするものについては、適用しない。

(協議等)
第五十条 この法律の規定により、商品投資販売業者に關し、主務大臣が命令その他の処分(政令で定めるものに限る。)を行う場合又は第三条の許可の申請があつた場合における農林水産大臣又は通商産業大臣との協議、これに対する通知その他の手続については、政令で定める。

(主務省令への委任)
臣は、政令で定めるところにより、農林水産大臣又は通商産業大臣とする。

2 この法律における主務省令は、政令で定めるところにより、大蔵大臣、農林水産大臣又は通商産業大臣の発する命令とする。

3 この法律による権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することがで

(海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律の適用除外)
第四十七条 海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律第三条の規定は、商品投資顧問業者が海外商品市場における先物取引の受託等を行う場合については、適用しない。
(銀行、信託会社等の適用除外)
第四十八条 第二章の規定は、銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)その他のこの法律以外の法律の規定でこれにより商品投資に係る事業の公正及び投資者の保護が確保されるものの適用を受ける者として政令で定めるものについては、適用しない。

第五章 罰則
(経過措置)
第五十二条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に係る経過措置を含む。)を定めることができるものとする。

第五十三条 次の各号の一に該当する者は、三年以下以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三条又は第三十条の許可を受けないで商に規定する委託会社(その信託財産の運用上生じる資金として政令で定めるものを特定商品投資により運用する場合に限る。)については、適用しない。
二 第十三条(第四十三条において適用する場合を含む。)の規定に違反して、他人に商品投

資する銀行並びに証券投資信託法第一条第四項に規定する委託会社(その信託財産の運用上生じる資金として政令で定めるものを特定商品投資により運用する場合に限る。)については、適用しない。

(主務大臣等)

第四十九条 第二章における主務大臣は、政令で定めるところにより、大蔵大臣、農林水産大臣又は通商産業大臣とし、第三章における主務大臣

資販売業又は商品投資顧問業を管轄せた者規定に違反して、正当な根拠を有しない投資合を含む。)の規定に違反して、他人に商品投

資を管轄せた者

で」とあるのは「第三十二条第二項第一号から第四号まで」と、「第六条第一項第二号から第四号まで」とあるのは「第三十二条第二項第二号から第四号まで」と読み替えるものとする。

第三条 第十七条から第十九条まで及び第三十六条から第三十八条までの規定は、この法律の施

行前に締結された商品投資契約等及び商品投資顧問契約については、適用しない。

(登録免許税法の一部改正)

第四条 登録免許税法の一部を次のように改正す

る。

別表第一 第三十二条を次のように改める。

三十一 商品投資販売業の許可又は商品投資顧問業の許可

商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第二号)第三条(商品投資販売業の許可)の商品投資販売業の許可又は同法第三十条(商品投資顧問業の許可)の商品投資顧問業の許可	許可件数	一件につき十五万円

(大蔵省設置法の一部改正)

第五条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四百四号)の一部を次のように改正する。

第四条第九十七条の八の次に次の一号を加え
る。

九十七条の九 商品投資販売業(商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第二号)に規定する商品投資販売業を

いう。次条第三十五条の六において同じ。)
を営む者の許可及び監督に関すること。
第五条第三十五条の五の次に次の一号を加え
る。

三十五の六 商品投資販売業を営む者を許可
し、これを監督すること。

(農林水産省設置法の一部改正)

第六条 農林水産省設置法(昭和二十四年法律第二百五十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第八十七条の次に次の一号を加える。

八十七条の二 商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第二号)の施行に
する法律(平成三年法律第三十号の次に次の一号を加える。

三十の二 商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第三十号の次に次の一号を加える。

(通商産業省設置法の一部改正)

第七条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第三十条の次に次の一号を加える。

三十の二 商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第三十号の次に次の一号を加える。

三十の二 商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第三十号の次に次の一号を加える。